

- 1 次の文章の空欄(ア)~(オ)に当てはまる最も適切な語句は何か、答えなさい。ただし、同一の記号には同一の語句が入る。

民事訴訟では、(ア)が訴訟手続を主導する原則である(ア)主義と裁判所が訴訟手続を主導する原則である(イ)主義とが交錯する。(ア)主義は、訴訟上の請求のレベルでは(ウ)主義としてあらわれ、事実や証拠のレベルでは(エ)主義としてあらわれる。訴え提起の場面における(ウ)主義に関して、訴えの提起は、(オ)と呼ばれる書面を裁判所に提出してすることが原則とされている。

- 2 証明責任及び職権探知主義とはどのようなものであるかを明らかにしながら、職権探知主義の妥当する訴訟において、証明責任は作用するかについて、説明しなさい。

3

【事例】土地Lの上には、Yが所有・占有する建物Bがある。Yは自己が土地Lを所有していると考えているものの、Xは、Yから土地Lを購入したと主張して、Yに対して、不法占拠であるから、建物Bを収去して土地Lを明け渡すように求めていた。この状況のもとで、土地Lの所有権の決着をつけるために、Xは、Yに対して、自己が土地Lについて所有権を有することの確認を求める訴え(前訴)を提起した。

前訴の口頭弁論終結後であって、まだ判決が言い渡されていない段階において、Yは、土地L及び建物Bの所有権を売買によってZに譲渡し、建物BをZに明け渡した。

前訴については、Xの請求を認容する判決が言い渡され、この判決(前訴確定判決)は確定した。

その後、Xは、Zに対して、土地Lの所有権に基づいて、建物Bを収去したうえで、土地Lを明け渡すように求める訴え(後訴)を提起した。

【問題】後訴において、前訴判決の既判力は作用するか、作用するのであればどのように作用するかについて、説明しなさい。

解説

- 1 (ア)当事者、(イ)職権、(ウ)処分権、(エ)弁論、(オ)訴状

2

証明責任とは、裁判官が判決を作成する段階において、ある事実が真偽不明のときに、判決において、その事実を要件とする法律効果の発生が認められないことによって当事者の一方が受ける不利益のことをいいます。これは、判決をするにあたって判断が必要な事実が真偽不明であっても、判決を拒否することができないことから、何らかの裁判をしなければならない必要から生じる取

扱いです。

職権探知主義（人訴 20）とは、判決をするのにあたって必要な事実及び証拠を裁判所が職権によって収集する考え方をいい、人事訴訟などにおいて採用されています。通常の民事訴訟では、当事者が判決をするのに必要な事実及び証拠を収集して提出する責任を負うという弁論主義の考え方が採用されていますので、職権探知主義は、弁論主義の反対となる考え方となります。

人事訴訟などの職権探知主義の妥当する訴訟手続において、証明責任が妥当するかについては、職権探知主義の妥当する訴訟手続において、証明責任が必要であるか否かを考えることとなります。証明責任は、判決にあたって必要な事実が真偽不明の場合に、真偽不明のままでは判決を作成することができないために、真偽不明の事実をないものと扱うことによって判決を作成することを可能とするものです。職権探知主義では裁判所が事実や証拠を収集するものの、裁判所が事実や証拠を収集したとしても、十分な判断材料を収集できず、真偽不明となることは生じます。そうすると、職権探知主義においても、判断が必要な事実が真偽不明となる場合への対処が必要となりますので、証明責任が必要となり、これが作用することになります。

3

1 前訴判決の既判力が後訴に作用するためには、後訴の当事者が前訴判決の既判力を受ける範囲の者であること（既判力の人的範囲・主観的範囲。民訴 115）さらには、前訴の訴訟物と後訴の訴訟物とが既判力が作用する関係にあることが必要です。

本問について、既判力の人的範囲・主観的範囲をみると、後訴の当事者であるXは、前訴の当事者として前訴判決の既判力が及ぶ者です。これに対して、Zは、前訴の当事者ではありませんが、前訴の口頭弁論終結後に前訴で争われていた土地Lの譲渡を前訴の当事者であるYから受けているため、口頭弁論終結後の承継人（民訴 115I）として、前訴判決の既判力が及びます。

前訴の訴訟物と後訴の訴訟物との関係については、一般に、前訴判決の既判力は、前訴と後訴の訴訟物が同一である場合、前訴の訴訟物が後訴の前提問題である場合、前訴と後訴の訴訟物が矛盾関係にある場合に、後訴に及ぶと説明されています。本問では、前訴の訴訟物は土地LのX所有権であり、後訴の訴訟物は土地Lの所有権に基づく建物収去土地明渡請求権です。前訴訴訟物であった土地L所有権に基づく権利が後訴の訴訟物となっていますので、前訴の訴訟物が後その前提問題である場合といえます。そのため、前訴と後訴は、前訴判決の既判力が後訴に及ぶ関係にあります。

そうすると、本問においては、前訴判決の既判力が後訴に作用することになります。

2 どのように作用するかについては、まず前訴判決の既判力の内容を確認します。前訴の訴訟物は土地LについてのX所有権であり、これが認容されていますので、前訴判決の既判力は、前訴口頭弁論終結時において、Xが土地Lの所有権を有していたことです。そのため、前訴判決が及ぶ後訴においては、このことを前提として審理判断をしていくこととなります。前訴の口頭弁論終結時におけるX所有権を否定する主張立証は行えず、X所有権を前提としたうえでの主張立証をしていくこととなります。